

## **〔事案 26-11〕 契約解除取消・入院給付金支払請求**

・平成 26 年 10 月 23 日 和解成立

### **<事案の概要>**

告知書作成時、募集人の告知妨害ないし不告知教唆があったことを理由に、契約解除の無効および入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 7 月に契約した 2 件の医療保険について、平成 24 年 6 月から 8 月まで心筋梗塞等の治療のために入院したので給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。

しかしながら、以下のとおり、加入時に募集人から告知妨害または不告知教唆があったので、契約解除を無効として、契約を継続し、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人の面前で告知書をありのままに記載したところ、募集人から、傷病歴を問う 2 項目の回答を「はい」から「いいえ」に訂正するよう指示され、訂正印を押印のうえ変更した。
- (2) その後、嘱託医の診査を受けて再度告知書を作成したが、募集人の指示どおり、傷病歴を問う項目はすべて「いいえ」と回答した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は告知書のすべての項目に「いいえ」と回答しているが、申立人の高脂血症での通院・投薬の事実は、告知を求めた事実であり、事実と異なる回答がなされている。
- (2) 募集人は申立人から「過去に薬を飲んでいた」と聞いたため、5 年以内の投薬でなければ「いいえ」となるとの告知事項に則った発言をしたものであって、告知妨害や不告知教唆を行った事実は認められない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 以下のとおり、申立人には告知義務違反があったと認められる。
  - (1) 募集人の面前で作成された告知書（告知書 A）は募集人が持ち帰ったものの使用されなかった。改めて嘱託医の診査が行われたが、嘱託医扱いの告知書（告知書 B）において、申立人は、最近 3 カ月以内の医師の診察・検査等の有無を問う項目、および過去 5 年以内の 7 日間以上の医師の診察・投薬等の有無を問う項目に「いいえ」と回答している。
  - (2) 申立人の病院受診歴からすれば、上記の 2 項目には、いずれも「はい」と回答すべきであった。
2. 以下のとおり、募集人が告知妨害または不告知教唆を行ったとの事実を認定するまでには至らず、申立人の主張を認めることはできない。
  - (1) 告知書 A には訂正印があることから、同告知書の作成時に募集人と申立人との間で、何らかのやりとりがあったことが窺われる。

- (2) 募集人は、告知書Aの訂正を二重線で行ったと述べているが、実際には訂正印の押印のみで行われており、この点に関する募集人の供述を認めることはできない。
  - (3) 申立人は事情聴取において、告知書Aの訂正の経緯について募集人から「それでは加入できない」等と言われたと述べているが、具体的なやりとりについては、はっきりとした記憶がないと供述している。
  - (4) 申立人が告知書A記入時に提出したと主張する病院の健康診断書について、募集人に交付したのか、単に見せただけなのかも含め明確な記憶はなく、預かり証等の客観的な証拠の提出もない。
  - (5) 告知書Bの作成経緯について、申立人は「前にあった告知書のような返事はするな」という旨の誘導があったと述べているが、募集人の具体的な発言の内容については記憶がないとも供述している。
3. しかしながら、以下のとおり、告知書の作成過程・取扱いに不適切な点があったことが窺われることから、本件は和解により解決を図ることが相当である。
- (1) 告知書Aの訂正は、告知書記入の案内書面で指示する「二重線での訂正」ではない。
  - (2) 募集人は告知書Aを、営業所の事務職員に預けることなく個人のロッカーに保管し、その後、個人の判断でシュレッダーにかけて廃棄している。